

## 大阪市太陽光発電普及促進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則(平成18年大阪市規則第7号、以下「規則」という。)に定めるもののほか、大阪市太陽光発電普及促進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

### (交付の趣旨)

第2条 大阪市は、地球温暖化防止に寄与するため、大阪市内に太陽光発電設備(以下「対象設備」という。)を設置する市民及び市内事業者に対し、補助金を交付することにより、家庭及び事業所における太陽光発電の普及を促進し、温室効果ガスの排出抑制を図る。

### (対象設備)

第3条 対象設備とは、次の各号に掲げるすべての要件に適合したものをいう。

- (1) 電気事業者の配電線と逆潮流有り(電力が余った場合に電力会社へ送電することをいう。)で連系していること
- (2) 未使用品であること
- (3) 太陽電池モジュールは、(財)電気安全環境研究所(JET)の認証を受けているもの、若しくは、経済産業省が実施する「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金」の適合機種になっているもの

### (補助の交付対象)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 自ら居住する市内の戸建て住宅に対象設備を設置する者
  - (2) 建売住宅供給者等から市内にある対象設備付住宅を購入し居住する者
  - (3) 自ら所有する住民票届出住所と異なる場所の市内の戸建て住宅に対象設備を設置する者
  - (4) 市内の共同住宅(2以上の住戸を有する建築物で、かつ建築物の出入り口から住戸の玄関に至る階段、廊下等の共有部分を有するもの)の共用部分に、対象設備を設置する分譲共同住宅の管理組合又は賃貸共同住宅の所有者
  - (5) 自ら所有し、事業の用に供する市内の建築物等に対象設備を設置する者
- 2 前項第4号について、管理組合が設立されていない分譲共同住宅については、建築主が補助金の交付の申請を行えるものとし、補助金の交付の決定を受けることができる。ただし、第14条に規定する実績報告を行うまでに管理組合を設立し、以降の手續は当該管理組合が行わなければならない。
- 3 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。
- (1) 市税を滞納していないこと。ただし、市民税が課税されない場合にあっては、この要件はその世帯の主たる生計維持者に準用する。
  - (2) 補助金の交付の申請時において、電気事業者(一般電気事業者、特定電気事業者、及び特定規模電気事業者)と電力受給契約を締結していないこと
  - (3) 補助金の交付の申請を行った年度の3月17日までに、前号に掲げる契約を締結し、かつ電力受給を開始していること

(補助の対象経費及び補助金)

第5条 補助金の交付対象となる対象設備に係る経費は、次の各号に掲げる経費の合計額とする。

(1) 対象設備を構成する機器であって次に掲げるものの購入費

ア 太陽電池モジュール

イ 架台

ウ 接続箱

エ 直流側開閉器

オ 交流側開閉器

カ インバータ

キ 保護装置

ク 余剰電力販売用電力計

(2) 対象設備設置に係る配線・配線器具の購入・据付経費

(3) 対象設備の設置工事に係る費用

2 補助金の額の算定方法は次のとおりとする。

10 万円に対象設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力(日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力。なお、日本工業規格を基準としているが、IEC等の国際規格も可とする。また、単位はキロワットとし、1キロワット未満の端数があるときは、小数第2位未満を切り捨てる。)を乗じて得た額とする。ただし、補助金の額の上限は、前条第1項第1号、第2号及び第3号については40万円、同項第4号及び第5号については200万円とし、予算の範囲内で交付する。

3 過去に補助金の交付を受けている者で、今回設置する太陽電池の公称最大出力の値と過去に設置した太陽電池の公称最大出力の値の合計値(単位はキロワットとする)に10万円を乗じた額が前項に定める上限額を上回る場合は、前項に定める上限額から過去に交付した補助金の額を差し引いた額を交付するものとする。

(交付申請)

第6条 前条の補助を受けようとする者は、大阪市太陽光発電普及促進事業補助金交付申請書(第1号様式)により、次表に掲げる書類(ただし、対象設備を設置する建築物が当該申請の際に完成していないことにより、当該建築物を登記し、及びこれに居住することができない場合にあっては、登記事項証明書及び住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書を除く。)を添えて、電力受給開始の30日前までに市長に申請しなければならない。

区分	第1号様式以外に必要な書類
第4条第1項第1号の該当者	<ul style="list-style-type: none"><li>・工事請負契約書の写し(対象設備に係る経費内訳が明確でない場合は、合わせてこれを確認できる書類)</li><li>・建築物の所有を証明する登記事項証明書(申請者に所有権がない場合は、合わせて所有者の同意書)</li><li>・住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書(市民税が非課税の場合は、申請者とその世帯の主たる生計維持者にかかる記載のあるもの)</li><li>・市民税及び固定資産税の納税証明書(市民税が非課税の場合は、課税証明書をもってこれに代えることができるものとし、この規定をその世帯の主たる生計維持者に準用する)</li></ul>
第4条第1項第2号の該当者	<ul style="list-style-type: none"><li>・売買契約書の写し(対象設備に係る経費内訳が明確でない場合は、合わせてこれを確認できる書類)</li><li>・市民税及び固定資産税の納税証明書(市民税が非課税の場合は、課税証明書をもってこれに代えることができるものとし、この規定をその世帯の主たる生計維持者に準用する)</li></ul>

<p>第4条第1項第3号の該当者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事請負契約書の写し(対象設備に係る経費内訳が明確でない場合は、合わせてこれを確認できる書類)</li> <li>・建築物の所有を証明する登記事項証明書</li> <li>・住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書(市民税が非課税の場合は、申請者とその世帯の主たる生計維持者にかかる記載のあるもの)</li> <li>・市民税及び固定資産税の納税証明書(市民税が非課税の場合は、課税証明書をもってこれに代えることができるものとし、この規定を世帯の主たる生計維持者に準用する)</li> </ul>
<p>第4条第1項第4号の該当者</p>	<p>(分譲共同住宅)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事請負契約書の写し(対象設備に係る経費内訳が明確でない場合は、合わせてこれを確認できる書類)</li> <li>・対象設備の設置が管理組合の決定によることを明らかにする書類(建築主が申請する場合にあっては、対象設備が後に設立される管理組合により管理されることを信じさせるに足る書類)</li> <li>・代表者の住民票の写し又は外国人登録記載事項証明書(法人格を有している場合は登記事項証明書)</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(賃貸共同住宅)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事請負契約書の写し(対象設備に係る経費内訳が明確でない場合は、合わせてこれを確認できる書類)</li> <li>・建築物の所有を証明する登記事項証明書</li> <li>・住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書(法人の場合は登記事項証明書)</li> <li>・市民税及び固定資産税の納税証明書</li> </ul>
<p>第4条第1項第5号の該当者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事請負契約書の写し(対象設備に係る経費内訳が明確でない場合は、合わせてこれを確認できる書類)</li> <li>・建築物等の所有を証明する登記事項証明書</li> <li>・住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書(法人の場合は登記事項証明書)</li> <li>・市民税及び固定資産税の納税証明書</li> </ul>

2 補助金の交付の申請の受付期間は、毎年4月1日から翌1月31日の間(ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び毎年12月29日から翌1月3日を除く。)とする。ただし、期間中であっても、交付予定補助金総額が予算を超えた時点で受付を終了するものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請にかかる書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうか調査し、補助金の交付の決定をしたときは、大阪市太陽光発電普及促進事業補助金交付決定通知書(第2号様式。以下「決定通知書」という。)により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めるときは、理由を付して、大阪市太陽光発電普及促進事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)により補助金の交付の申請を行ったものに通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請にかかる補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(申請の取り下げ)

第8条 補助金の交付の申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市太陽光発電普及促進事業補助金交付申請取下書(第4号様式)により取り下げを行うことができる。

2 申請の取り下げをすることができる期間は、交付決定通知を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(交付の時期等)

第9条 市長は、補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の完了後、第15条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

ただし、第4条第2項の規定により建築主が補助金の交付の申請を行い、補助事業者となった場合は、第14条に規定する実績報告を行った管理組合が請求を行い、補助金の交付を受けるものとする。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更(最大出力の変更を伴わないものを除く)をしようとするときは、大阪市太陽光発電普及促進事業補助金変更承認申請書(第5号様式)及び変更内容が確認できる書類を、補助事業の中止、又は廃止をしようとする場合は、大阪市太陽光発電普及促進事業補助金中止・廃止承認申請書(第6号様式)を提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は前項による申請を受け、補助事業の内容等の変更、中止、廃止を承認したときは、大阪市太陽光発電普及促進事業補助金交付決定取消・変更通知書(第7号様式)により補助事業者に対して通知するものとする。また、承認しなかったときは、大阪市太陽光発電普及促進事業補助金交付決定変更不承認通知書(第8号様式)により補助事業者に対して通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第11条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪市太陽光発電普及促進事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書(第9号様式)により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次の各号に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費

4 第6条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(補助事業者等の適正な執行)

第12条 補助事業者は、補助金を他の用途へ使用してはならない。

(立入検査等)

第13条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は、補助事業者の承認を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者(ただし、第4条第2項の規定により建築主が補助金の交付の申請を行い、補助事業者と

なった場合は、その後設立された管理組合)は、電力会社との受給開始日から 20 日以内かつ当該年度の 3 月 17 日までに、大阪市太陽光発電普及促進事業補助金実績報告書(第 10 号様式)に規則第 14 条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 設置状態を示すカラー写真
- (2) 対象設備設置に係る領収書の写し
- (3) 電力受給契約書の写し
- (4) 太陽電池モジュールの出力対比表
- (5) 住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書(第 4 条第 2 項及び第 6 条第 1 項ただし書に該当する者)
- (6) 建築物の所有を証明する登記事項証明書(第 4 条第 2 項及び第 6 条第 1 項ただし書に該当する者)

(補助金の額の確定等)

第 15 条 市長は、前条第 1 項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書の書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大阪市太陽光発電普及促進事業補助金確定通知書(第 11 号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第 16 条 規則第 17 条第 3 項の規定による通知においては、市長は大阪市太陽光発電普及促進事業補助金交付決定取消書(第 12 号様式)により通知するものとする。

(事務の代行)

第 17 条 補助事業者は、第 6 条、第 8 条、第 10 条及び第 14 条の事務手続について、対象設備を販売する者に代行させることができる。

2 補助事業者は、前項の事務手続を代行させる場合、第 6 条の申請書に大阪市太陽光発電普及促進事業補助金交付事務手続代行届(第 13 号様式)を添えて提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第 15 条の通知を受けた日から 5 年間保存しなければならない。

(協力)

第 19 条 市長は補助事業者に対し、必要に応じて対象設備に関する資料の提供その他協力を求めることができる。

附則

この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

## 附則

- 1 この要綱は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、既に第 6 条第 1 項の規定に基づく申請をした者については、なお、従前の例による。ただし、第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づく補助金の額の算定方法は、平成 21 年 4 月 1 日以降に第 6 条第 1 項の規定に基づく申請をした補助事業について適用する。
- 3 前項ただし書きの適用を受ける補助事業者は、改正後の第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定により算定された補助金額から過去に算定された補助金額を差し引いた額の交付を受けようとするときは、大阪市太陽光発電普及促進事業補助金（改定・追加確定）申請書（附則様式第 1 号）により、市長に申請しなければならない。
- 4 市長は、第 2 項ただし書きの適用を受けた補助事業であって、第 7 条第 1 項、第 10 条第 2 項、第 11 条第 2 項の規定に基づく通知をしたもの（第 15 条の規定に基づく通知をした補助事業を除く）について、前項の規定による申請があったときは、改正後の第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき交付額を算定し、大阪市太陽光発電普及促進事業補助金額改定通知書（附則様式第 2 号）により補助事業者へ通知するものとする。
- 5 市長は、第 2 項ただし書きの適用を受けた補助事業であって、第 15 条の規定に基づく通知をしたものについて、第 3 項の規定による申請があったときは、改正後の第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき交付すべき補助金の額を確定し、大阪市太陽光発電普及促進事業補助金追加確定通知書（附則様式第 3 号）により補助事業者へ通知するものとする。
- 6 第 9 条の規定は、前項の規定により確定された補助金の交付時期について準用する。

(第1号様式)

平成 年 月 日

大阪市長

〒 -

住 所

(法人その他の団体にあっては  
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあっては  
その名称、代表者の氏名印)

(日中連絡可能な電話番号 )

### 大阪市太陽光発電普及促進事業補助金交付申請書

太陽光発電設備を設置し、地球温暖化防止に寄与するため、標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市太陽光発電普及促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

所在地(住所と異なる場合のみ記入してください)		
住宅区分	戸建住宅	
	建売住宅	
	その他所有建築物	
	共同分譲住宅	
	共同賃貸住宅	
	事業所	
建築区分	既築	新築
着工(建売住宅にあっては引渡し)予定日	平成 年 月 日	
電力受給開始予定日	平成 年 月 日	
太陽電池の公称最大出力数	( )kW 小数第2位未満を切り捨て	
1kWあたりの補助単価	100,000円	
補助金の額	( )円	

補助金額の上限は、住宅区分の ~ は40万円、 ~ は200万円です。

提出していただく書類について

住宅区分	必要な書類
戸建住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事請負契約書の写し(対象設備に係る経費内訳が明確でない場合は、合わせてこれを確認できる書類)</li> <li>・建築物の所有を証明する登記事項証明書(申請者に所有権がない場合は、合わせて所有者の同意書)</li> <li>・住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書(市民税が非課税の場合は、申請者とその世帯の主たる生計維持者にかかる記載のあるもの)</li> <li>・市民税及び固定資産税の納税証明書(市民税が非課税の場合は、課税証明書をもってこれに代えることができるものとし、この規定をその世帯の主たる生計維持者に準用する)</li> </ul>
建売住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売買契約書の写し(対象設備に係る経費内訳が明確でない場合は、合わせてこれを確認できる書類)</li> <li>・市民税及び固定資産税の納税証明書(市民税が非課税の場合は、課税証明書をもってこれに代えることができるものとし、この規定をその世帯の主たる生計維持者に準用する)</li> </ul>
その他所有建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事請負契約書の写し(対象設備に係る経費内訳が明確でない場合は、合わせてこれを確認できる書類)</li> <li>・建築物の所有を証明する登記事項証明書</li> <li>・住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書(市民税が非課税の場合は、申請者とその世帯の主たる生計維持者にかかる記載のあるもの)</li> <li>・市民税及び固定資産税の納税証明書(市民税が非課税の場合は、課税証明書をもってこれに代えることができるものとし、この規定を世帯の主たる生計維持者に準用する)</li> </ul>
共同分譲住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事請負契約書の写し(対象設備に係る経費内訳が明確でない場合は、合わせてこれを確認できる書類)</li> <li>・対象設備の設置が管理組合の決定によることを明らかにする書類(建築主が申請する場合にあっては、対象設備が後に設立される管理組合により管理されることを信じさせるに足る書類)</li> <li>・代表者の住民票の写し又は外国人登録記載事項証明書(法人格を有している場合は登記事項証明書)</li> </ul>
共同賃貸住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事請負契約書の写し(対象設備に係る経費内訳が明確でない場合は、合わせてこれを確認できる書類)</li> <li>・建築物の所有を証明する登記事項証明書</li> <li>・所有者の住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書(法人の場合は登記事項証明書)</li> <li>・市民税及び固定資産税の納税証明書</li> </ul>
事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事請負契約書の写し(対象設備に係る経費内訳が明確でない場合は、合わせてこれを確認できる書類)</li> <li>・建築物等の所有を証明する登記事項証明書</li> <li>・住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書(法人の場合は登記事項証明書)</li> <li>・市民税及び固定資産税の納税証明書</li> </ul>

(第2号様式)

大阪市指令 第 号  
平成 年 月 日

様

大阪市長

大阪市太陽光発電普及促進事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった大阪市太陽光発電普及促進事業補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市太陽光発電普及促進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めるときは、これに協力すべきこと。
- (5) その他、大阪市補助金等交付規則(平成 18 年大阪市規則第7条)及び大阪市太陽光発電普及促進事業補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと

3 その他

本通知の決定内容(交付の条件を含む。)に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に申請の取下げをすることができる。

(第3号様式)

大阪市指令 第 号  
平成 年 月 日

様

大阪市長

大阪市太陽光発電普及促進事業補助金不交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった大阪市太陽光発電普及促進事業補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市太陽光発電普及促進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(第4号様式)

平成 年 月 日

大阪市長

住 所

〔法人その他の団体にあつては〕  
主たる事務所の所在地

氏 名

〔法人その他の団体にあつては〕  
その名称、代表者の氏名印

(日中連絡可能な電話番号 )

大阪市太陽光発電普及促進事業補助金交付申請取下書

平成 年 月 日付け大阪市指令 第 号にて通知のあった大阪市太陽光発電普及促進事業補助金の交付決定について、大阪市太陽光発電普及促進事業補助金交付要綱第8条の規定により申請を取下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日 平成 年 月 日

2 取下げの理由

(第5号様式)

平成 年 月 日

大阪市長

住 所

〔法人その他の団体にあつては〕  
主たる事務所の所在地

氏 名

〔法人その他の団体にあつては〕  
その名称、代表者の氏名印

(日中連絡可能な電話番号 )

大阪市太陽光発電普及促進事業補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市太陽光発電普及促進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

最大出力	変更前	変更後
	( )kW	( )kW
補助金額	変更前	変更後
	( )円	( )円
変更理由		

変更内容が確認できる書類を合わせて提出してください。

(第6号様式)

平成 年 月 日

大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあつては  
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては  
その名称、代表者の氏名印)

(日中連絡可能な電話番号 )

大阪市太陽光発電普及促進事業補助金中止・廃止承認申請書

平成 年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪市太陽光発電普及促進事業補助金交付要綱第 10 条第1項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

事業場所(住所と異なる場合のみ記入してください)	
中止・廃止年月日	平成 年 月 日
補助金交付決定額	金 ( )円
中止・廃止の理由	

(第7号様式)

大阪市指令 第 号  
平成 年 月 日

様

大阪市長

大阪市太陽光発電普及促進事業補助金交付決定取消・変更通知書

平成 年 月 日付け大阪市指令 第 号により交付決定した大阪市太陽光発電普及促進事業補助金について大阪市太陽光発電普及促進事業補助金交付要綱第 10 条第2項の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

(1) 補助事業の変更の内容及び理由

(変更前)

(変更後)

(理由)

(2) 補助金交付決定の取消しの内容及び理由

(第8号様式)

大阪市指令 第 号  
平成 年 月 日

様

大阪市長

大阪市太陽光発電普及促進事業補助金交付決定変更不承認通知書

平成 年 月 日付け大阪市指令 第 号により交付決定した大阪市太陽光発電普及促進事業補助金については、次の理由により変更を承認しないこととしたので、大阪市太陽光発電普及促進事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

(承認しない理由)

(第9号様式)

大阪市指令 第 号  
平成 年 月 日

様

大阪市長

大阪市太陽光発電普及促進事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

平成 年 月 日付け大阪市指令 第 号により交付決定した大阪市太陽光発電普及促進事業補助金について、大阪市太陽光発電普及促進事業補助金交付要綱第 11 条第2項の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(第 10 号様式)

平成 年 月 日

大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあつては  
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては  
その名称、代表者の氏名印)

(日中連絡可能な電話番号 )

### 大阪市太陽光発電普及促進事業補助金実績報告書

平成 年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪市太陽光発電普及促進事業補助金交付要綱第 14 条の規定により、次のとおり実績を報告します。

対象設備設置場所 (住所と異なる場合のみ 記入してください)	
補助金の予定金額	( )円
電力受給開始日	平成 年 月 日
対象設備経費内訳の変更	なし あり(次ページ内訳内容に記入)

#### 提出していただく書類について

- ・設置状態を示すカラー写真
  - ・対象設備設置に係る領収書の写し
  - ・電力受給契約書の写し
  - ・太陽電池モジュールの出力対比表
- 申請時に提出していない場合は以下の書類も必要
- ・住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書
  - ・建築物の所有を証明する登記事項証明書

対象設備経費の内訳内容(申請時から変更になった場合のみ記入してください)

項目	金額(円)										備考
太陽電池モジュール											
架台											
インバータ・保護装置											
接続箱											
直流側開閉器											
交流側開閉器											
余剰電力販売用電力量計											
配線・配線器具の購入・据付											
設置工事に係る費用											
小計(消費税抜き金額)											
消費税											
合計金額											

・金額の記入はすべて右詰で記入してください。

・他の項目と一括の金額の場合は備考欄にその旨を記入してください。

・変更された項目は朱書で記入してください。

(第11号様式)

大阪市指令 第 号  
平成 年 月 日

様

大阪市長

大阪市太陽光発電普及促進事業補助金確定通知書

平成 年 月 日付け大阪市指令 第 号により交付決定した大阪市太陽光発電普及促進事業補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、大阪市太陽光発電普及促進事業補助金交付要綱第 15 条の規定により、通知します。

確定金額 金 \_\_\_\_\_ 円

(第 12 号様式)

大阪市指令 第 号  
平成 年 月 日

様

大阪市長

大阪市太陽光発電普及促進事業補助金交付決定取消書

平成 年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した大阪市太陽光発電普及促進事業補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、大阪市太陽光発電普及促進事業補助金交付要綱第 16 条の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあつては  
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては  
その名称、代表者の氏名印)

(日中連絡可能な電話番号 )

大阪市太陽光発電普及促進事業補助金交付事務手続代行届

大阪市太陽光発電普及促進事業補助金交付要綱第 17 条の規定により、次のとおり補助金に関する事務手続を以下の者に代行させますので届出ます。なお、代行者が行う事務手続の一切について、異議申し立てを行いません。

手 続 代 行 者	_____様の平成____年度大阪市太陽光発電普及促進事業補助金交付に係る一切の事務手続を当社が行います。なお、大阪市太陽光発電普及促進事業補助金交付要綱により事務手続を行い、貴市に御迷惑をお掛けいたしません。		
	住所	〒 -	
	会社名		代表者印
	代表者名		
	電話番号		
	事 務 手 続	営業所名	
		担当者	
		電話番号	
		ファックス番号	
		営業日	
休業日			

( 附則様式第 1 号 )

平成 年 月 日

大阪市長

住 所

( 法人その他の団体にあつては  
主たる事務所の所在地 )

氏 名

( 法人その他の団体にあつては  
その名称、代表者の氏名印 )

( 日中連絡可能な電話番号 )

大阪市太陽光発電普及促進事業補助金 ( 改定  
追加確定 ) 申請書

平成 年 月 日付け大阪市指令 第 号にて通知のあった大阪市太陽光発電普及促進事業補助金について、増額措置を受けたいので、大阪市太陽光発電普及促進事業補助金交付要綱附則第 3 項の規定により、次のとおり申請します。

増額前の補助金額	増額後の補助金額	差額
円	円	円

(附則様式第2号)

大阪市指令 第 号  
平成 年 月 日

様

大阪市長

大阪市太陽光発電普及促進事業補助金額改定通知書

平成 年 月 日付け大阪市指令 第 号にて通知のあった大阪市太陽光発電普及促進事業補助金の交付決定について、次のとおり交付額を改定することとしたので、大阪市太陽光発電普及促進事業補助金交付要綱附則第3項の規定により通知します。

補助金の交付額 金 \_\_\_\_\_ 円

(附則様式第3号)

大阪市指令 第 号  
平成 年 月 日

様

大阪市長

大阪市太陽光発電普及促進事業補助金追加確定通知書

平成 年 月 日付け大阪市指令 第 号により確定した大阪市太陽光発電普及促進事業補助金額については、次のとおり補助金を追加確定したので、大阪市太陽光発電普及促進事業補助金交付要綱附則第4項の規定により、通知します。

追加確定金額 金 \_\_\_\_\_ 円